

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

東大阪市は、下記事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」とする）に基づく指定を取消したため、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 名 称 特定非営利活動法人 ふよう福祉会
- (2) 代表者名 理事長 松尾 隆子
- (3) 所 在 地 大阪府東大阪市若江本町二丁目 2 番 1 号 GL マンション 1 階

2 対象事業所

- (1) 名 称 ① エステル障害福祉サービスセンター ② ステップ
- (2) 事業種別 就労継続支援 B 型
- (3) 所 在 地 ① 大阪府東大阪市若江本町二丁目 2 番 1 号 GL マンション 1 階
② 大阪府東大阪市永和三丁目 1 7 番 2 9 号
- (4) 指定年月日 ① 平成 2 2 年 3 月 1 日 ② 令和 4 年 1 1 月 1 日

3 指定の取消日

令和 7 年 7 月 1 日

4 処分理由

【エステル障害福祉サービスセンター】

(1) 訓練等給付費の不正請求（法第 5 0 条第 1 項第 6 号）

- ①過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数の 1 0 0 分の 1 2 5 を乗じて得た数を超えた場合に定員超過減算が適用されるが、当該減算を認識しながら適用せず、不正に訓練等給付費を受領した。
- ②就労継続支援 B 型サービス費（I）及び目標工賃達成指導員配置加算の要件を満たしていないことを認識しながら、不正に訓練等給付費を受領した。
- ③サービス管理責任者が適切な時期に個別支援計画を作成していないにも関わらず、個別支援計画未作成減算を適用せず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。
- ④指定就労継続支援 B 型のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったとして、不正に訓練等給付費を受領した。
- ⑤指定就労継続支援 B 型のサービス提供を行った場合に、法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に掲げる区分に従い、それぞれの単位数を所定単位数に加算するところ、単位数を不正に

算定した状態で福祉・介護職員処遇改善加算等を請求し、受領した。

- ⑥ 1名の利用者について、当該法人において従業者として勤務しているにも関わらず、利用者として指定就労継続支援B型のサービス提供を行ったかのように装い、不正に訓練等給付費を請求し受領した。
- ⑦ 指定就労継続支援B型のサービス提供を行った場合に、新型コロナウイルスに対応するための特例的な評価として基本報酬の0.1%相当を上乗せするところ、単位数を不正に算定した状態で当該上乗せ分を請求し、受領した。

(2) 虚偽の報告（法第50条第1項第7号）

法第48条第1項の規定に基づく監査における立ち入り検査時において、事業所の実態について虚偽の報告を行った。

【ステップ】

(1) 訓練等給付費の不正請求（法第50条第1項第6号）

- ① 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数の100分の125を乗じて得た数を超えた場合に定員超過減算が適用されるが、当該減算を認識しながら適用せず、不正に訓練等給付費を受領した。
- ② 就労継続支援B型サービス費（I）及び目標工賃達成指導員配置加算の要件を満たしていないことを認識しながら、不正に訓練等給付費を受領した。
- ③ 指定就労継続支援B型のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったとして、不正に訓練等給付費を受領した。
- ④ 指定就労継続支援B型のサービス提供を行った場合に、法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に掲げる区分に従い、それぞれの単位数を所定単位数に加算するところ、単位数を不正に算定した状態で福祉・介護職員処遇改善加算等を請求し、受領した。

(2) 虚偽の報告（法第50条第1項第7号）

法第48条第1項の規定に基づく監査における立ち入り検査時において、事業所の実態について虚偽の報告を行った。

(3) 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為（法第50条第1項第11号）

人員配置基準を満たすため、前年度利用者数を少なく記載し、常勤で勤務する予定のない従業員を常勤で勤務する予定であるように記載した上で、就労継続支援B型サービス費（I）及び目標工賃達成指導員配置加算の要件を満たしているように虚偽の届け出を行った。

5 事業者に対する経済上の措置

【エステル障害福祉サービスセンター】

[東大阪市分]

不正請求額 61,872,866円

加算額を含めた返還額 86,622,012円

【ステップ】

[東大阪市分]

不正請求額 32,594,622円

加算額を含めた返還額 45,632,470円

6 欠格事由該当者

松尾 隆子（特定非営利活動法人 ふよう福祉会 理事長）

福田 重造（特定非営利活動法人 ふよう福祉会 理事）

西村 兼一（特定非営利活動法人 ふよう福祉会 理事）

西村 徳仁（特定非営利活動法人 ふよう福祉会 理事）

椎木 和博（特定非営利活動法人 ふよう福祉会 監事）

西村 秀行（特定非営利活動法人 ふよう福祉会 監事）

東大阪市福祉部指導監査室

障害福祉事業者課

電話：06-4309-3187